食安輸発0122第1号 平成25年1月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (ボリビア産ごまの種子及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成25年1月10日付け食安輸発0110第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ボリビア産ごまの種子からハロキシホップ を検出したことから、同通知の別表1中、

対	象国	製品検査の	条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
•	地域	対象食品等		項目	取の方法		命ずる具体的理由
ボ	ジリビ	ごまの種子及		ハロキシ	別表2の3	平成17年1月24日付	基準値 (0.01ppm)
ア		びその加工品		ホップ	によるこ	け食安発第0124001	を超えるハロキシホ
		(簡易な加工			と。	号「食品に残留する	ップが検出されるお
		に限る。)				農薬、飼料添加物又	それがあるため。
						は動物用医薬品の成	
						分である物質の試験	
						法について」による	
						こと。	

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。